

「中小企業信用保険法施行令等の一部を改正する政令案」について

令和5年11月20日

中 小 企 業 庁

1. 改正の趣旨

本年6月16日に公布された中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、無担保保険等の保険関係（既に保証人の保証を提供しない類型が用意されている一部の特例保険に係るものを除く）において、金融機関から借入れを行う中小企業者等が法人であって経済産業省令で定める要件を備えている場合について、信用保証協会による債務の保証は保証人の保証を提供しないものとするに当たり、これに伴う信用コスト増加に対応するため、保険料率の引上げを行う必要があることから、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）等に保険料率の引上げについて規定することを検討していることから、意見の募集（パブリックコメント）を実施する。

【改正対象政令】

- 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）
- 情報処理の促進に関する法律施行令（昭和45年政令第207号）
- 下請中小企業振興法施行令（昭和46年政令第24号）
- 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）
- 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成3年政令第244号）
- 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第三項の率を定める政令（平成4年政令第307号）
- 中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成10年政令第263号）
- 中小企業等経営強化法施行令（平成11年政令第201号）
- 沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）
- 地域再生法施行令（平成17年政令第151号）
- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成17年政令第298号）
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成19年政令第178号）
- 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）

- 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 196 号）
- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成 23 年政令第 133 号）
- 産業競争力強化法施行令（平成 26 年政令第 13 号）
- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（令和 2 年政令第 256 号）
- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和 4 年政令第 394 号）

2. 改正の概要

無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険及び事業再生保険の保険関係（無担保保険にあつては中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 13 条第 6 項に規定する経営承継借換関連保証等に係るものを除く）において、金融機関から借入れを行う中小企業者が法人であつて貸借対照表、損益計算書等の書類を当該金融機関に提出することその他の経済産業省令で定める要件を備えている場合については、当該要件を備えていない場合の各保険料率から〇・〇六二五パーセントの引上げを行うにあたり、引上げの対象となる保険関係に係る保険料率を規定した中小企業信用保険法施行令第 2 条から第 4 条まで及び各保険特例の個別法の施行令について改正を行う。

3. 今後のスケジュール

令和 6 年 2 月中旬～ 3 月中旬 公布・施行予定